

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る、管理運営協議会、公園緑地愛護会及び街路樹等愛護会の活動について

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴って緊急事態宣言が発令され、本市においても緊急事態宣言下における本市行政運営方針が示されていることから、管理運営協議会、公園緑地愛護会及び街路樹等愛護会の活動については、次のとおり原則自粛とするようお願いいたします。

1 期間

緊急事態宣言が解除されるまでの期間

2 活動内容について

- 団体としての屋外での愛護活動については、原則自粛するようお願いいたします。
なお、個人として少人数で作業を行う際は、「3密（密閉、密集、密接）」を避ける工夫を行い、咳エチケットや手洗い等の感染予防対策を徹底したうえで実施してください。
- 不要不急の会議や打合わせ等については、中止または延期とするようお願いいたします。
- 管理運営協議会における利用調整業務については、協議会や町内会等が主催する行事やゲートボール等の広場利用（個人利用は除く）は原則自粛するようお願いいたします。

期間などについては、今後の動向により変更する場合がございます。内容については、随時、川崎市建設緑政局緑政部みどりの協働推進課のホームページにてお知らせいたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

川崎市 建設緑政局緑政部みどりの協働推進課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク17階

電話：044-200-2365

ファックス：044-200-3973

メールアドレス：53mikyo@city.kawasaki.jp